

尾張旭市監査公表第3号

令和4年12月27日付け尾張旭市監査公表第22号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年1月5日付け4広第30号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

企画部広報広聴課

監査の指摘事項	措置状況
令和4年度広報等配達業務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。	指摘事項については、随意契約の内容の公表を行いました。 今後は、適正に事務を行うよう改めます。